第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年十一月六日をもって第二種金融商品取引業の廃止をすることといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十月五日

横浜市戸塚区上柏尾町三七九―一一一

株式会社日本エムアンドエー事業センター

代表取締役　齊藤　勇

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月二十四日の総社員の同意により、名称を一般社団法人毛管浄化研究会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月五日

東京都練馬区豊玉中三丁目一四番九号豊玉ローズマンション二〇一

無限責任中間法人毛管浄化研究会

代表社員　新見　正彰

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月二十八日の総社員の同意により、名称を一般社団法人成就院に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月五日

川崎市中原区小杉陣屋町一丁目三二番一号

無限責任中間法人成就院

代表社員　伊藤　奎助

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月二十三日の総社員の同意により、名称を一般社団法人全国中日ドラゴンズ私設応援団連合に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月五日

名古屋市西区花の木二丁目二三番地一二号

無限責任中間法人全国中日ドラゴンズ私設応援団連合　代表社員　高吉　政彦

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月二十五日の総社員の同意により、名称を一般社団法人平尾神事講に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月五日

三重県名張市平尾三一五九番地の一二

無限責任中間法人平尾神事講

社員　吉村　克彦

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、名称を一般社団法人大工腹門中に変更する移行をすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月五日

沖縄県糸満市字糸満二四四番地

無限責任中間法人大工腹門中

代表社員　大城　秀次

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十一年十月二十一日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

余剰金（特定資産の売却金及び特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金、特定目的借入の元利金、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。以下同じ。）の分配。

二、各優先資本金の額の減少をする要件及び時期

余剰金の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、その後六箇月以内に、初年度からの余剰金の累計額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、その他取締役がその判断により（α）本特定目的会社の維持・運営にかかる債務の支払、（β）各種積立金の積立て、（γ）利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除したもの。以下、「減資消却可能額」という。）について、優先資本金の額の減少を行う。

三、減少する各優先資本金の額

一億二千万円

四、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社の発行するすべての優先出資を対象とし、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は二千四百口である。

五、各優先出資の消却の方法

左記の計算式に基づき、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償（消却に要する費用は減少する優先資本金の額を超えない範囲で取締役が決定する。）で簡易減資消却を行う。

各優先出資社員の保有口数 × 優先出資の発行済総口数（既に減資消却された分を除く） ＝ 各優先出資社員の消却口数（小数点第一位を四捨五入）

六、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

一億二千万円

七、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であるため、すべての優先出資が対象となる。

平成二十一年十月五日

東京都千代田区永田町二丁目一二番四号

特定目的会社四谷イースト

取締役　須貝　信

取消公告

平成二十一年九月十七日（十頁四段目）掲載のさいたま地方法務局飯能出張所に係る飯能ケーブルテレビ株式会社の工場財団は取り消します。

取消公告

平成二十一年九月二十四日掲載の限定承認公告は取消します。

平成二十一年十月五日

京都市中京区二条通河原町西入榎木町九五番地一　限定承認者　弁護士　中　隆志

取消公告

平成二十一年七月三十日（号外第一六〇号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十一年十月五日

滋賀県高島市今津町今津六九四番地二

（甲）石田食品株式会社

代表取締役　石田　祐介

滋賀県高島市今津町今津六九四番地二

（乙）株式会社五幸

代表取締役　石田　幸雄

取消公告

平成二十一年八月十九日掲載の限定承認公告は取消します。

平成二十一年十月五日

京都府宇治市大久保町旦椋六五番地の一府営西大久保団地一二棟一〇四号

相続財産管理人　岡本喜久子

京都府京都市中京区御池通高倉西入高宮町二一六番地グランフォルム御池二〇一号

右代理人弁護士　森川　智代

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二一	上	別記様式備考中	・第20条第(4)第20条第	
〃	〃	別記様式備考中	用紙の大きさは、日本工業規格	用紙の大きさは用紙の大きさは、日本工業規格

平成二十一年八月三十一日（号外第百八十七号）公布内閣府令第五十七号（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令）（原稿誤り）

八ページ下段様式第九号中右の備考1は次のとおりの誤り。

1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「都道府県知事」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。

平成二十一年九月十四日法務省告示第四百二十五号（日本国に帰化を許可する件）（印刷誤り）

二二	二	美麗艶	姜麗艶

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月五日付第二一三号一二
◉官報郵送料のお知らせ　九月分（八ページ●同日付政府調達第一八二号一六ページ　月極一部当り）の郵送料二、八八〇円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）